

埼玉県県庁舎再整備検討支援事業業務委託に関する公募型プロポーザル 質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	構成企業と協力企業について	JVではなく、協力企業への再委託を予定する場合当該協力企業は、実施要領P3に記載の提出書類の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	不要です。 なお、再委託を行う場合は、埼玉県県庁舎再整備検討支援事業業務特記仕様書中「7 再委託について」の項目に記載のとおり、事前に発注者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、発注者の承諾を得る必要があります。
2	プレゼンテーションについて	プレゼンテーションに協力企業は参加可能でしょうか。主たる説明者は元請企業の統括責任予定者とし、協力企業は質疑応答の際に必要な応じて発言します。	構成員一覧表で構成企業として提出された企業は参加可能ですが、構成員としてではなく、再委託を予定する企業の参加は不可とします。 No.1のとおり、再委託には受託先として選定された後、事前に発注者に対し所定の事項を報告し、発注者の承諾が必要となるためです。
3	プレゼンテーションで用いる資料について	プレゼンテーションでは、企画提案書を抜粋したスライド資料を使用することは可能でしょうか。	可能です。 プレゼンテーション会場にはHDMIケーブルで接続するモニターを設置しています。
4	提案書ページ数について	提案書のページ数は無制限でしょうか。	特段の制限は設けておりません。
5	押印について	見積書と様式3～5に押印は必要でしょうか。	いずれも押印は不要です。